

鉄人NEWS

THE TETSUJIN NEWS



株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人ニュース事務局
神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4
TEL.042-764-4128
FAX.042-762-9593
編集 鈴木明子
<http://www.tobu21.co.jp>

Vol.24
2012
8月号



つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

だから、e-pile ... 幅広い自社保有機械と、 杭先端の菱形孔が鍵となる！

(某)新築工事

杭の種類

φ139.5 mm
L=11.5m ~ 13.0m
Dw350 mm 40set

工事名	某計画 新築工事
施工地	横浜市緑区
用途	住宅

△ 本物件は閑静な住宅街の高台に建設する専用住宅2棟現場の基礎杭工事です。

課題となつた点は、敷地高低差があり、打設場所までクローラ式施工機の搬入、施工、が困難である事が課題となりました。

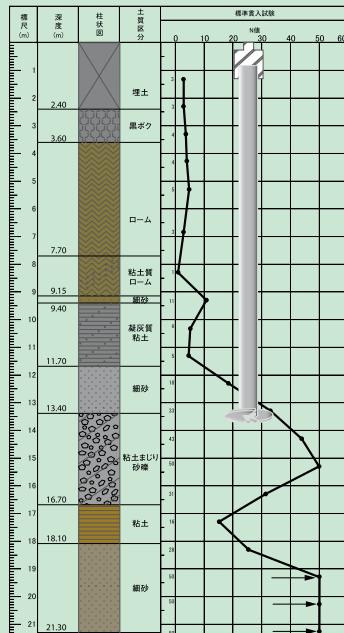
◎ 幅広い自社保有機械の中から今回はオリジナル杭打ち機TB-100Hを選定しました。

本機はリーダース、クレーン式杭打機のため、離隔作業の優位性を保持することから、高低差等、離れた位置への打設作業にも優れています。安全且つスムーズに作業を完工することが出来ました。

元請け様には道路使用許可申請、作業地盤の床付け等、ご協力いただき誠にありがとうございました。



ボーリング柱状図



環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



钢管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

<http://www.tobu21.co.jp>

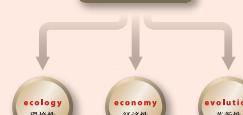
3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology(環境性)、economy(経済性)、evolution(革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。

エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたものだけが与えられる称号です。

21世紀の要求
eee
3e-e-pile



エコマーク認定登録番号
第08131022号



钢管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

<http://www.tobu21.co.jp>

本社

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

地盤評価センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢1285-1 TEL.042-785-2811 FAX.042-785-2810

施工管理センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-764-4122 FAX.042-762-8975



日本赤十字社 東日本大震災義援金を受け付けています

受付・送金状況(速報値)

[受付] 281万8,876件 3,195億6,281万634円 (7月26日現在)
[送金] 15都道県 3,566億9,417万2,722円

※送金額は、日本赤十字社と中央共同募金の両団体合わせての金額になります。

義援金は“全額”被災された方々へ

義援金の受付は、平成24年9月30日まで行っております。皆さまからの温かいご支援に感謝申し上げるとともに、今後とも引き続きのご協力を、よろしくお願ひいたします。

なお、日本赤十字社では、義援金の取扱いについての透明性を確保するため、東日本大震災義援金収支計算書(自 平成23年3月14日 至 平成23年9月30日)について、新日本有限責任監査法人による国際監査基準に基づく監査を受けております。

● 支援期間・支援方法など

取扱期間 平成23年3月14日(月)～平成24年9月30日(日)

※この義援金は寄附金控除の対象となります。

※個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※金融機関からご送金いただいた義援金につきましては、その振込金領收証(ATM利用の控え、テレホンバンキングによるお取引について銀行から郵送されるお知らせ、インターネットバンキングの確認画面のプリント含)をもって受領証に代えさせていただきます。送金の控えで寄附金控除申請ができますので、大切に保管してください。

● 通常払込み(ゆうちょ銀行・郵便局)

● 銀行振込

● クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easyによるご協力

● ファミリーマート「Famiポート募金」

日本赤十字社 HPより

健康コラム

今、流行の風疹とは??



風疹とは、風疹ウイルスに感染してから14～21日の潜伏期間の後、発熱とともに全身に淡い発疹が出現します。通常3日程度で消失し、麻しん(はしか)のように発疹のあとが長く残ることはありません。一般に三日ばしかとも呼ばれています。発熱は麻しんのように高熱が続くことは少なく微熱程度で終わることも多くあります。

またその他の症状としては耳の後ろや頸部あるいは後頭下部のリンパ節が腫れることも特徴です。通常は数日で治癒するが、稀には、血小板減少性紫斑病や脳炎などの重篤な合併症を併発することがあります。また、感染しても無症状のもの(不顕性感染者)が約15%存在するといわれております。発熱、発疹、リンパ節腫脹がすべてそろわない場合もある。上気道粘膜より排泄されるウイルスが飛沫を介して伝播されるが、その伝染力は麻しん、水痘よりは弱い。ウイルスの排泄期間は発疹出現の前後約1週間とされていますが、解熱すると排泄されるウイルス量は激減し、急速に感染力は消失します。かつてはほぼ5年ごとの周期で、風疹の全国的流行が発生していましたが、平成6年以降は大流行ではなく、局地流行や小流行に留まっています。

風疹ワクチンの接種状況について

平成6年の予防接種法改正に伴い、予防接種の対象者が中学生女子から生後12～90ヶ月の男女に変更されました。

接種対象者変更に伴う経過措置として、「昭和54年4月2日から昭和62年10月1日生まれの男女」には、平成7年4月から平成15年9月まで接種期間が確保されたのです。

ですが、当該経過措置対象者(現在16歳～24歳の年齢層)を中心に、接種率が低い年齢層が存在しています。

このため、経過措置終了後も、先天性風疹症候群の発生を防止する観点から、未接種者に対し予防接種を勧奨しています。

風疹の注意点

妊娠初期に自然感染を起こした場合、先天性風疹症候群(CRS)の危険性について十分な説明を受けた上で、妊娠継続についての判断が求められます。妊娠21週以降であれば風疹に感染してもCRSのリスクは低いと言われています。そのため、妊娠後半期であれば風疹に感染したからといって子供をあきらめる必要はなく、通常は妊娠は継続されます。



経理マンが行く



梅雨も明け、夏本番といったところですが皆様におかれましては体調はいかがでしょうか?先日、農作業をされていたご夫婦が熱中症にかかりお亡くなりになったという悲しいニュースを見ました。頑張りすぎ、我慢しすぎは昔から日本人の姿勢でしたが、それがあだとなつては意味がありません。皆様もどうぞ自愛くださいね。

さて、先号の続き「住民税」のお話です。そもそも私たちは給与などで住民税と所得税を引かれていますが、なぜ2種類の税金を支払わなくてはいけないのでしょうか。所得税は所得に応じて税率が変わり国税なので税務署が徴収します。住民税は所得に応じて税額が変わり、地方税なので各都道府県、市町村民税に分けられた後、地方自治体の財源となります。実はこの住民税、平成18年迄は国の財源でした。その後地方へ移行したわけですが、所得税は収入に対して税率がかわるのでに対し、住民税は一律10%の税率なのです。最近、住民税が上がったという声を聞きますが、扶養控除や配偶者控除の変更、廃止も大きな要因です。扶養控除や配偶者控除がなくなったらどうなるのでしょうか。住民税の扶養控除、配偶者控除の控除額はそれぞれ33万円です。収入に関係なく一律10%ですから3万3千円の税金が免除されていた計算になります。この控除がなくなれば、この逆、つまり控除1人あたり3万3千円の増税額となります。今、税金の増税が当たり前のようにされている中、住民税の控除まで廃止しようとする動きが活発になっています。

今後の国政をよく見て、自分達の生活は自分達で守るという姿勢で臨まなくてはいけない時代になりました。次号もこの続きからお付き合いください。

